

羽村市高齢者在宅サービスセンター 「いこいの里」 を利用しませんか

福祉センター

利用時間 午前9時～午後4時30分

対象 市内在住の60歳以上の方

各種講座 陶芸・華道・水墨画・

七宝焼・大正琴・俳句・水彩・

書道・西洋陶芸・社交ダンス・

マジック・茶道

その他 入浴・カラオケ・電位治

療器・無料マッサージ機



デイサービス

内容 送迎・食事サービス・入浴サービス・機

能訓練などの通所介護全般

配食サービス

月々土曜日の希望する日の夕食を自宅へ届けます。

対象 市内在住の虚弱高齢者で、満60歳以上の

一人暮らしの方、または高齢者のみで構成される

世帯



問合せ いこいの里 ☎ 5781

0678

認知症予防プログラムで脳の活性化をしませんか？ 認知症予防プログラム参加者募集

市では、有酸素運動と知的活動を生活の中に取り入れ、習慣化することで認知症を予防するための「認知症予防プログラム」を10月から行います。

このプログラムは、参加する皆さんがプログラムを理解して自ら取組むことが重要です。興味のあるプログラムに、ぜひ参加してください。

プログラム

(1) パソコンとウォーキングプログラム

(2) 料理とウォーキングプログラム

(3) 旅行とウォーキングプログラム

日時 10月2日～平成21年2月12日の毎週木曜日

(11月13日、平成21年1月1日を除く・全18回)

午前9時30分～11時30分

会場 コミュニティセンター第1研修室・料理室
対象 市内在住の65歳以上の方で、全18回に参加できる方

※パソコンプログラムについては、パソコンを持参できる方。

定員 各プログラム6人(申込多数の場合は、9

月4日(木)または9月9日(火)に行う講演会に参加した方を優先し、抽選)

※講演会について詳しくは、広報はむら8月15日号をご覧ください。

参加費 無料

申込み・問合せ 9月1日(月)～19日(金)に、電話また

は直接高齢福祉介護課高齢福祉係へ

羽村市障害者就労支援センター「エール」

9月1日(月)オープン

市内在住で、何らかの障害のある方を対象に、就職に向けての相談や準備、さらに仕事や職場のことなどを、ハローワークや他の関係機関と協力して支援していきます。

生活面も含めて一緒に考えながら、働けるようにそして働き続けられるよう支援します。また、事業主の方へも、障害のある方の雇用について支援します。

登録する際に、希望や相談などの面談を行います。面談は事前の予約が必要です。詳しくは、直接センターへお問い合わせください。

○開所日時 月々金曜日午前9時～午後5時

○所在地 羽村市神明台1-27-4

○電話 5700-1233

○ファクス 5700-1242

問合せ 障害福祉課障害福祉係

屋外広告物はルールを守って

設置しましょう

問合せ 土木課道路公園係

建築物の屋上や壁面などに設置する大型の広告塔や広告物は、適正に設置・管理しないと落下や倒壊などの危険性があります。

一般の看板なども、無秩序・大量に表示するとまちの景観を損ねることとなります。

屋外広告は、ルールを守って正しく設置してください。

屋外広告物とは？

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示するもので、看板・立て看板・はり紙・はり札・広告塔・広告板・建物そのほかの工作物などに掲示または表示するもの、ならびにこれらに類するものをいいます。

民地や事業所の敷地内のもは？

民地や事業所の敷地内のもでも、右記の要件を満たしている場合は、営利的なものはもちろん、絵・商標・シンボルマークなどすべて屋外広告物となります。

屋外広告物に該当しないもの

- 工場、事業所内などで、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- 街頭演説などで一時的に設置されるのぼり旗類で、設置者の直接的な管理下にあるもの
- 単に光を発するものや音響広告

屋外広告物を表示するには許可が必要です

屋外広告物法、東京都屋外広告物条例により表示できる区域や広告物の規格などが定められています。届け出をしなかった者や違反者には罰則が適用される場合があります。

許可申請の手続き

- 電柱・標識・車体利用の広告物など表示・設置届が必要な場合 ↓ 多摩建築指導事務所管理課 (立川合同庁舎) ☎042-548-2029
- 右記以外の広告物 ↓ 羽村市土木課道路公園係 ※申請には所定の手続きが必要です。

その他の確認・許可の手続き

- 広告塔・広告板などの高さが4mを超える場合 ↓ 建築基準法に基づく工作物の確認が必要です。多摩建築指導事務所建築指導第3課 (青梅合同庁舎) ☎0428-23-3423
- 広告物を道路(上空も含む)に掲出する場合 ↓ 道路法に基づく道路占用許可と道路交通法に基づく道路使用許可が必要です。

- 国道：相武国道事務所 ☎042-643-12007、都道：西多摩建設事務所 ☎0428-122-2517、市道：羽村市土木課道路公園係、道路使用許可：福生警察署 ☎551-0110

※イベントはすべて開園日のものです。
※別途、入園料が必要です。
問合せ 動物公園 ☎579-4041

動物公園 イベント情報

ネイチャーゲーム

園内の動物や自然について、楽しくゲームをしながら学びます。

日時 9月7日(日)午後1時～3時
会場 芝生広場および園内各所
参加費 無料

動物慰霊祭

園内で死亡した動物と市民の皆さんのペットの慰霊を行います。

日時 9月21日(日)午前11時～11時30分
会場 動物慰霊碑前
参加費 無料

※各イベントは、直接会場へお越しください。

動物相談

日時 9月21日(日)午後1時～2時
会場 動物慰霊碑前
参加費 無料
※一人10分程度です。先着順で受け付けます。

動物公園ボランティア募集

開園30周年記念事業として「ウサギとカメの童話ランド」(リクガメとウサギの展示場)の製作を、9月30日(火)まで行います。ボランティア以外の方の参加も可能です。一緒に作りましょう。その他、飼育ボランティア、ガイドボランティアなども募集しています。詳しくは、問い合わせてください。

木造住宅の「耐震診断」「耐震改修」の

経費の一部を補助します

問合せ 建築課建築係

市では、万が一の地震に備え木造住宅の耐震化を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、「耐震診断」「耐震改修」の経費の一部を補助しています。

●耐震診断：建物の地震に対する強さの度合いを調べること

●耐震改修：耐震診断の結果に基づき、地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修など

対象

- (1) 市内に住所を有し、補助対象となる住宅を所有している方（所有者が共有の場合は、共有者全員によって合意された代表者）
- (2) 納期が到来している市税などを完納している方（所有者が共有の場合も同様）

「耐震改修」を行う前に、まず「耐震診断」をしていただきます。

■耐震診断

対象住宅 市内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に在来工法（軸組工法）により建築された2階建て以下の一戸建て木造住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅としているもので、賃貸住宅を除く）

交付額 耐震診断に要する経費の2分の1（限度額5万円）

※耐震診断は、市が紹介する診断員が行います。希望する方は問い合わせてください。

■耐震改修

対象住宅 市内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された個人住宅で、次のすべての要件を満たすもの

- (1) 耐震診断補助要綱に基づく補助金の交付対象となった住宅、または財団法人建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法もしくは精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く）による診断の評点が1.0未満の住宅で、改修後の評点が1.0以上となることを確認した住宅
- (2) 耐震改修が建築基準法および「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の規定に違反していない住宅

交付額 耐震改修に要する経費の2分の1（限度額50万円）

※65歳以上の方の場合は、耐震改修に要する経費の10分の6（限度額50万円）

地籍調査事業にご協力ください

市では、次の地区を対象に、地籍調査事業（一筆地調査）を行います。

この地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地（登記されている地番ごとの土地）について、所有者・地番・地目の調査と境界や地積に関する測量を行い、この結果を登記所に送付し、土地登記簿・地図が更新されます。

調査には立会いや敷地の立入りなどが必要となります。対象地区に土地を所有している方に、後日、日程などをお知らせします。ご協力をお願いします。

また、平成19年度に調査を行った地区の方への成果の閲覧を、9月中旬ごろに予定しています。後日、日程などをお知らせします。

調査期間 9月～平成21年3月

対象地区 双葉町二丁目の一部

地籍調査をすると…

- ▶ 隣地や道路の境界でのトラブルを未然に防ぐことができます。
- ▶ 土地の境界・面積などがはっきりするので、売買・相続の際のトラブルを防ぐことができます。
- ▶ 家の建替え、塀の補修など、隣地との境界がはっきりするので、施工を円滑に進めやすくなります。

問合せ 施設計画課管財係

